

埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞等審査要領

第 1 趣旨

この要領は、埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞等表彰実施要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞等審査要領を以下のとおり定めます。

第 2 審査手順

- 1 埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞及びトップランナー賞の書面審査は産業廃棄物指導課、審査は 3 S 運動推進協議会が行います。
- 2 応募事業者の委員は、当該事業者に投票することはできないものとします。

第 3 審査

- 1 審査の対象は、応募期間内に応募があった者全てとします。
- 2 審査項目及び審査内容並びに選定方法は次のとおりとします。

ア 埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動優秀賞

審 査 項 目		審 査 内 容
1	独創性	取組に関して、先駆的なものであるか。また、ユニークさや珍しさがあるか。
2	継続性	一過性の取組ではなく、今後も継続的に実施されていくものか。
3	社員の参加度	全社員が積極的に参加し、会社全体の運動として浸透しているか。
4	情報発信力	地域社会に取組内容を積極的に情報発信しているか。
選定方法		
・ 各委員の投票により、最も得点が高い事業者に最優秀賞を授与します。		
・ 次点の事業者等で顕著な活動が認められた場合、奨励賞を授与することができるものとします。		
・ 最優秀賞及び奨励賞受賞者以外の事業者で、事務局が推薦し、委員の過半数の同意が得られた場合、特別賞を授与することができるものとします。		
・ 過去に優秀賞への応募が無い特別賞受賞者のうち、特に顕著な活動が認められた 1 事業者に限り、特別賞に代わり新人賞を授与することができるものとします。		

イ 埼玉県産業廃棄物処理業 3 S 運動トップランナー賞

審 査 項 目		審 査 内 容
1	継続性	過去に最優秀賞を受賞した 3 S 運動の取組を継続しているか。
2	発展性	S D G s、サーキュラーエコノミー、D X 等の新たな課題に挑戦し、3 S 運動の取組を発展させているか。
3	社会貢献活動	地域の環境学習に協力する等、環境に係る社会貢献活動を実施しているか。
4	情報発信力	3 S 運動を積極的に広報しているか。 今後、産業廃棄物処理業界のトップランナーとして、3 S 運動の P R を積極的に行っていくことができるか。
選定方法 ・各委員の投票により、最も得点が高い事業者にトップランナー賞を授与します。		

3 審査は、前項の選定方法により、各委員の投票で決定します。

4 埼玉県は、3 S 運動推進協議会の選定を参考に受賞者を決定します。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 9 月 1 日から施行します。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 3 0 日から施行します。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 9 日から施行します。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行します。